

平成 年 月 日

厚生労働省情報システム管理官 殿

住 所

法人名

代表者名

⑨

### 機密保持誓約書

当社は、「厚生労働省 LAN システムの更改整備及び運用・保守業務一式」（以下、「本調達」という。）に関する意見の検討のため、厚生労働省（以下、「貴省」という。）から貸出を許可される閲覧資料及び来省による閲覧を許可される閲覧資料について、以下に記す条項を遵守します。

なお、当社は「厚生労働省 LAN システムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書（案）別紙 3 閲覧要領」（以下、「閲覧要領」という。）の「第3節 閲覧対象者」に掲げる条件をすべて満たしていることを保証します。

#### （対象資料の理解）

第1条 当社は、本誓約書でいう「閲覧資料」とは、厚生労働省 LAN システムに係る著作物を含むものと理解します。また、当該資料が変更される場合があることについて同意します。

#### （目的外使用の禁止）

第2条 当社は、閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を本調達に関する意見の検討以外に使用しません。

#### （返却時期）

第3条 当社は、平成 28 年 12 月 8 日から平成 28 年 12 月 26 日までの間のうち、本調達に関する意見の検討終了後、閲覧資料を直ちに返却します。

#### （実施場所）

第4条 当社は、閲覧資料を、ISO/IEC 27001 認証（国際標準）又は JIS Q 27001（日

本工業標準)を取得している場所(以下「実施場所」という。)にて、本調達に関する意見の検討に使用します。

(資料の閲覧等に係る遵守条件)

第5条 当社は、閲覧資料を実施場所から持ち出し(移送時を除く。)又は複製(本件閲覧資料の内容に係る記述又は画像としてこれを保持する行為並びにこれらに準ずる行為等を含む。)しません。

また、閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を当社の従業員以外の第三者に開示、漏洩又は公開しません。

2 当社は、資料を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)を定め、「閲覧要領」付録の「資料を閲覧する者の名簿」により閲覧者の名簿を申告します。また、閲覧者に本誓約書に定める条件を確実に遵守させるとともに、閲覧者の本誓約書に定める条件違反について一切の責任を負います。

3 当社は、閲覧資料の過誤・不正確によって、当社又はこれに関して第三者に生じた損害を被ったときにも、貴省に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行いません。

4 当社は、貴省への閲覧資料の返却に際し、確実にすべての情報を返却し、かつ、作成された二次的情報を確実に抹消し、複製を含め保持していない旨の誓約書を提出します。

5 当社は、移送責任者を決めたくて、責任者を含めた2名以上で施錠可能な移送用のカバン等を使用して閲覧資料を移送します。

(調査)

第6条 当社は、貴省により本誓約書の内容が遵守されていることを確認する必要があると認めるときは、貴省が当社に報告を求めること又は貴省担当者及び貴省の指定する者を当社の事業所等に派遣して調査することに同意します。

(権利付与)

第7条 当社は、閲覧資料が開示されたことによって、当社に何等新たな権利が付与されるものではないことについて了解します。

(損害賠償)

第8条 当社が貴省に損害を与えた場合は、当社は、貴省に対し一切の損害を賠償します。また、損害には、貴省が要する一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれることに同意します。

(管轄裁判所)

第9条 本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

(協議)

第10条 本誓約書に定めのない事項、その他本誓約書の条項に関して疑義が生じたときは、貴省と当社の協議により、円満に解決を図ります。